

## データ保護に関する覚書

### (目的)

第1条 この覚書は、データ入力業務の処理に付随して知り得た秘密を第三者に漏洩すること及びデータの紛失、焼失、棄損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずることにより、電子計算機処理データの保護及び適正な管理を行うことを目的とする。

### (秘密の保持)

第2条 受託者及び受託者の作業に従事している者又は従事していた者は、本契約の履行期間及び履行後において、本契約に基づき委託者から委託を受けた業務に関し、知り得た次条に定める秘密を漏洩してはならない。

### (秘密の範囲)

第3条 本覚書に定める秘密の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 委託業務遂行のため委託者から預託された、帳票、磁気テープ、磁気ディスク、その他の媒体に記録されているもの及び委託者の指定するもの（以下「データ等」という。）の内容
- (2) 委託者より預託されたデータ等をもとにして処理又は加工した結果、得られた内容
- (3) 委託者からの指示に基づき、特に秘密扱いをすべき旨取り決められた委託者の業務上及び技術上の秘密事項

### (管理等)

第4条 受託者は、委託者の業務を処理するにあたって的確に管理するため、データ保護責任者及びデータ保護補助者を指定して、文書により委託者に通知しなければならない。

- 2 受託者は、委託者の業務を処理するにあたってデータを取扱う従事者を限定し、書面をもって委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、秘密保護の重要性にかんがみ、秘密保護に遺漏のないよう就業規則、業務規程、その他の規定等を整備しなければならない。
- 4 受託者は、第2項の従事者に、委託者から預託された情報資産の適正な取扱いに関する誓約書を提出させなければならない。

### (教育訓練)

第5条 受託者は、受託者の従業員に対し、委託者の秘密を保護することの職責の重要性を認識させ、故意又は過失による漏洩防止を徹底させるため、あらゆる機会を通じ、絶えず教育、訓練しなければならない。

### (牽制組織)

第6条 受託者は、委託者の指示する業務の処理にあたっては、原則として複数の者が行うものとし、秘密保護のため、受託者の従業員が相互に牽制し得る体制を組織しなければならない。

(データ等の授受)

第7条 受託者は、データ等の授受を行う者を指定し、文書をもって委託者に通知するものとする。

2 データ等の授受は、前項により指定された者が身分証明書を携帯し、名札を着用のうえ、委託者の指定する場所で、送付書等に基づく数量、種類等を検査したうえで行わなければならない。

(データ等の搬送)

第8条 受託者は、データ等の搬送にあたっては、汚損、破損、紛失等のないよう収納ケース等に確実に収め、施錠し、事故がないように十分に配慮しなければならない。

(データ等の保管)

第9条 受託者は、データ等の保管にあたっては、火災、その他の災害及び盗難に備えて保管施設（耐火金庫等）を完備しなければならない。

(報告)

第10条 受託者は、委託者から提供を受けたデータ等に事故があったときは、ただちに委託者に報告し、委託者の指示を受けなければならない。

(指導)

第11条 委託者は、受託者に対してデータ等の管理に関して調査、監督、指導を行い、必要と認めた場合は受託者に報告を求め適切な措置を講ずることができる。

(協議事項)

第12条 この覚書によりがたい事項及び定めのない事項については、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。